

# *The Woodlanders* の時代設定について

吉井浩司郎

*The Woodlanders* は、ハーディの主要小説の中で離婚問題を本格的に扱った初めての作品であって、しかも、この作品の中で言及されている離婚法が the Matrimonial Causes Act of 1857なのかそれともその法律の修正案の the Matrimonial Causes Act of 1878なのかという議論を含めて、この作品の時代設定について論争があり、まだ、決着を見ているとは言い難い。そこで、この小論において、時代設定についての論争の内容について纏め、なおかつ、筆者のこの問題に対する見解を明確にしておきたい。それは、この作品に込められたラディカルさの問題を扱う前にどうしても整理しておく必要があるからだ。

## I

まず最初に、この作品の時代設定に関して the New Wessex Edition の注釈者が纏めているところを<sup>1)</sup>、整理することから始めたい。

この版の注釈者は、Carl J. Weber が、

The “new statute” in Chapter 37 was a modification of English divorce law made in 1878. The reference to the “South Carolina gentleman” (Chapter 43) who had left the South after the failure of the Confederate cause (Chapter 21) helps further to date the action and enables us to discover that Hardy’s time-chart was designed to cover two and a half years from Christmas 1876 to March 1879.<sup>2)</sup>

として、この作品の時代設定を1876年の Christmas から1879年3月までとしていることを紹介し、更に、F. B. Pinion も以下のように、ウィーバーの主張する時代設定に同調していることを指摘する。

The new divorce law of 1878 and Hardy's reference in 1926 to the period of the novel ('fifty years ago': *Life*, 432) leave no doubt that the story extends from 1876 to 1879.<sup>3)</sup>

ところが、彼等の計算には、2点の誤りがある、とこの注釈者は指摘する。

物語が扱われているのは足掛け4年であるが、前年に国会で通過した新しい離婚法について Melbury が知らされるのは、その4年の内の第4年目でなくて第3年目であるということ。従って、Chapter 37に言及されている新しい離婚法が「1878年の法律」であるとするなら、物語の“the chronological span of the action”は、1877年から1880年ということになる。これが第一点目の誤り。第二点目の誤りは、ウィーバーとピニオンとがこの作品で言及されている離婚法を1878年の法律であるとしている点である、という。

他方、the lawyer Beaucock が Chapter 37で言及しているのは、「1857年の離婚・婚姻事件法」のことであり<sup>4)</sup>、と Michael Millgate が指摘していることをこの作品の注釈者は紹介している。

そして、作中で言及されている法律が1857年の法律だとするなら、“the chronological span of the action”は、1856年－9年ということになる。

しかし、これは、“Mrs. Charmond's South Carolinian lover left America after the failure of the Southern cause in the Civil War of 1861-5.” (p. 408) と矛盾することになる。

この矛盾を説明しようとすると、次の4つの可能性がある、とこの注釈者は言う。

- ①ハーディはこの物語の話 (action) をアメリカの南北戦争の終結後数年あたりに設定していたが、最初の離婚法の成立がこのときだと勘違いしたか、あるいは、1878年の法律と混同していたということ。
- ②ハーディはこの物語の話 (action) を1850年代後半に設定していたが、アメリカの南北戦争がこれより先に起こったと誤解していたということ。
- ③ハーディが Chapter 21 (南北戦争) を書いているときには、時代設定として、1877年から1880年を考えていたのだが、ハーディが Chapter 37 (離婚法) を書いているときには、時代設定として、1850年代後半を考えていた。のちに、この矛盾を解消するのを忘れた、ということ。
- ④ハーディはこの物語の話 (action) がいつ起こったことにするかという時代設定を確定し

て創作したのではなかった、ということ。

①の説明は、極めて可能性が低い。なぜなら、「1857年の婚姻訴訟法」というのは、英国の法制史上、慣習法史上、画期的な出来事であって、ハーディが1878年の修正された法律と混同する筈がない、という。

特に、‘twenty and twenty-one Vic., cap. eighty-five’（「ヴィクトリア女王即位二十年、二十一年の第85条」）という phrase は、ハーディがこの法律に関して詳細な知識をもっていたことを示している。

②の説明は、ミルゲイトが採用するものだが、①の説明と同様、あり得ない。というのは、South Carolinian がアメリカ合衆国を出国して5年<sup>5)</sup>が経過していることを考慮に入れると、ハーディがアメリカの南北戦争を1848-52に起こったと考えていたことになってしまう。

そうなると、③と④の説明しか残らなくなる。③あるいは④のうちどちらかに決定する必要はない。なぜなら、③は④の一徴候（a symptom）に過ぎないから。

ハーディは常に、正確な真実らしさ、歴史的正確さよりも想像力に訴える効果の方に関心があった。従って、歴史的正確さよりも“imaginative effects”を優先させた、と思われる。

以上が、the New Wessex Edition の注釈者の纏めであって、決定打を打ち出しているわけではなく、甚だ歯切れの悪い纏めと言う他はない。しかも、筆者はこの拙論の末尾に「The Woodlanders 出来事年表」を作成しているが、その「年表」を見る限り作品内の出来事の時間的構成を破綻なくハーディが仕上げていることが明らかであって、そのことを考慮すると、注釈者が列挙する③と④の可能性も甚だ低いと言わざるを得ない。

この注釈者に否定された F. B. ピニオンが、かなり説得的な反論を展開しているのだが、それを紹介する前に、他の研究者がこの問題に対してどのような態度を取っているかを、紹介しておこう。

Lance St. John Butler は、

The novel opens on ‘the louring evening of a bygone winter’s day’ (Chapter 1) in 1876 or so<sup>2,6)</sup>

として、脚注 2 cf. the note on the time scheme at the end of the New Wessex Edition of the novel. と追加しながら、ウィーバーやピニオンに同調している。Robert Langbaum も、

Hardy first projected this novel in the 1870s as a pastoral on the mode of *Under the Greenwood Tree*. When he returned to the story in 1885, he took a new view of the country; for while the earlier

pastoral novels are retrospective, *The Woodlanders* takes place around 1878–9<sup>12</sup>, so close to the time of writing as to make the pastoral landscape, the woodland of Little Hintock, anachronistic in a world of busy roads, railroads and industry.<sup>7)</sup>

として、12 Carl J. Weber, in his useful datings of the actions of ten Hardy novels, dates *The Woodlanders*' action 1876–9 (*Hardy of Wessex*, p. 224). I would date the action no earlier than 1878 because of the reference to the new divorce law of 1878. という注を付けて、ウィーバーに賛同している。他方、時代設定について言及がないものの、Penny Boumelha は、

It is the first of Hardy's novels to make use of the fictional possibility of divorce, which had become possible in fact some thirty years previously, at the time when the novel is set<sup>16</sup>, with the Matrimonial Causes Act of 1857.<sup>8)</sup>

として、作中に扱われている離婚法が the Matrimonial Causes Act of 1857であるとする。なお、16 The year is clearly identified as 1858 by a reference on p. 284 to “the new statute, twenty and twenty-one Vic., cap. eighty-five”. という注を付け加えている。なお、William A. Davis も、

Hardy wrote *The Woodlanders*, published three decades after the 1857 law, referred to by the novel's characters with hope as “the new law” (W 207).<sup>9)</sup>

と、作中に扱われている離婚法が the Matrimonial Causes Act of 1857であるとしている。

のちほど、作中で扱われている法律が the Matrimonial Causes Act of 1857であるのかそれとも the Matrimonial Causes Act of 1878であるのか、この拙論中で述べるが、実は法律の内容的には何れであっても、大差はないということだけをここで指摘しておく。

それでは節を改めて、the New Wessex Edition の注釈者に対するピニオンの反論を、具体的に見てみよう。

## II

ピニオンは、*Hardy the Writer: Surveys and Assessments* 中の第六章 “The Uniqueness of *The Woodlanders*” の中で反論を展開しているのだが、the New Wessex Edition の注釈者が言うところの矛盾の根本原因は、

It arises from Fred Beaucock's reference to the divorce act of 1857 as 'the new statute' passed, 'last year', after, in fact, the extraordinary appearance in the woods on old Midsummer Eve of an American who had left the State years earlier, in 1865, at the end of the American Civil War.<sup>10)</sup>

という具合に、ボーコックの言及するのが1857年の「離婚法」であり、チャーモンド夫人に付きまとう彼女の恋人 South Carolinian lover がアメリカ南北戦争後にアメリカ合衆国を出国したという言説が時代設定の矛盾を引き起こしている、と指摘する。そしてピニオンは、以下のように理解すればこの矛盾は解消すると提言する。

このアメリカ人は、「アメリカ南北戦争」の終結時に合衆国を出て、その後、祖国アメリカ合衆国には帰らずにイタリアに在住してイタリア化しているぐらいだから、作品の時代設定時点では、アメリカ南部側の主張が敗れて数年経過しているものと考えられる。そうになると、この作品の時代設定は1870年代初めということになる。

ハーディがアメリカ南北戦争の時期を誤解していたとは考えられない、とする。というのは、England にはアメリカ合衆国に親戚を持つ人々も多く、南北戦争に関する関心は高かったのであり、また、ハーディはアメリカ合衆国の事情については *The Saturday Review* を読むことで把握していたのであるからだ、という。また、この *The Saturday Review* は、戦争当時ほとんど毎週社説で南北戦争のことを扱っていた、という。

また、同時代の critics たちは、誰一人として、この作品の chronology に問題ありと言った批評家はいない。またハーディがこの作品の chronology に何らかの問題があると思っていたとすれば、1895年に作品内の地名に変更を加えた際に、chronology に変更・修正を加えていたはずだ、とする。そしてピニオンは、

We do not need to resort to the whimsical explanation of the New Wessex Edition that Hardy presents a dream-world in which historical sequence is irrelevant.<sup>11)</sup>

と、the New Wessex Edition の注釈者の説明を 'whimsical' だとして一蹴し、自ら1857年の「離婚法」とアメリカ南北戦争とが作り出す時間的矛盾を、作品内容の解釈でもって、解消しようとする。というのは、この時間の矛盾に関して、1857年の「離婚法」についても、アメリカ南北戦争についても現代の我々よりも通暁していた当時の読者・批評家たちはこの 'the time-sequence of *The Woodlanders*' に何ら問題となるものを見出さなかったからである。

ボーコックがペテン師であり、メルベリーを騙そうとしているような書き方をハーディがしていることに、ピニオンは注目する。メルベリーが娘グレイスの離婚問題で相談に乗っても

らっているこの時のボーコックは酒に溺れて弁護士の事務官の職を失って何年も経過しており、居酒屋で一件半クラウンで遺言書を作成することで生計を立てるといふ身の上に落ちぶれていたのである。従って、ボーコックが new divorce law という時、それは the 1857 law のことではあるが、もはや new ではなくっていると解釈できる、とピニオンはみる。

ピニオンのボーコック解釈が明解に出ている箇所を以下に引用してみよう。

‘An idea implanted early in life is difficult to uproot, and many elderly tradespeople still clung to the notion that Fred Beaucock knew a great deal of law’, Hardy warns us. From this it is clear that Beaucock had had little to do with the law for a long time; he knew the title at least of the 1857 act, which he repeats parrot-like....

Had Beaucock known the law, he would have realized that it offered nothing to raise Melbury’s hopes, and he would have taken care not to risk consulting a London lawyer on the case. He may have read newspaper reports in the 1870s on battered wives in industrial areas, and the mounting pressures on their behalf which were to lead to the Matrimonial Causes Act of 1878.<sup>12)</sup>

以上、ピニオンは明確な設定年代を指摘している訳ではないが、ボーコックがベテン師であり、彼が言っている法律は the 1857 law のことではあるが、彼が a lawyer’s clerk の職を失ってから相当の年数が経過しているのであって、チャーモンド夫人の恋人が南北戦争終結後アメリカ合衆国を去って数年経過していることを根拠に、この作品の時代設定は1870年代初めから数年だと見るべきだろう、と主張する。

この作品の時代設定に関する上記のピニオンの解釈は、ピニオンが *A Hardy Companion* (p. 44) の中で述べた内容（既に引用済み）の修正版と見るべきだろう。

それでは、節を改めて筆者の見解を述べておきたい。

### III

この拙論で取り上げた研究者の大多数は、ボーコックの発言 ‘Under the new law, sir. A new court was established last year, and under the new statute, twenty and twenty-one Vic., cap. eighty-five’ (「新しい法律によってですよ。新しい裁判所が去年設立されましてな、新法、というのは、ビクトリア女王即位二十年、二十一年の第85条のことですがね」<sup>13)</sup>) を根拠に、ボーコックの言う離婚法は the Matrimonial Causes Act of 1857 のことである、としている。これには賛同してよいと思われる。ただ、ボーコックの “last year” を額面通りに受け取っていいかどうかは

問題が残る。つまり、ピニオンが説明するように、ボーコックはパテント師であり、メルベリーの鴨にして金儲けを企んでおり、そのメルベリーのボーコックに対する信用を勝ち取るためにさも法律に詳しいことをアピールするための発言として読者は理解しておくべきだろう。そうになると、ピニオンの説明が説得力を帯びてくる。

また、the Matrimonial Causes Act of 1878はthe Matrimonial Causes Act of 1857の修正案に過ぎないのであって、内容的にはボーコックの意味する法律がどちらでも大差はないのである。そこで、それぞれの法律の内容を確認しておきたい。

英国法制史上画期的と言われている「1857年の離婚・婚姻事件法」の中身について、Robert Langbaum が述べているところによれば、The grounds for divorce are stipulated as “Adultery, or Cruelty, or Desertion without Cause for two years and upwards”.<sup>14)</sup> ということ、姦通、虐待、正当な理由なくして2年間以上遺棄すること、いずれかがあれば離婚の理由となった。ところがよく知られているように、この法律は男女間で double standard があって、「妻は姦通を犯しただけで離婚されたのに、夫の姦通は次の4つのどれか1つと重ならないと、妻は離婚を申し立てることができなかった<sup>15)</sup>。すなわち、①近親相姦、②別居が許されるような虐待、③重婚、④もっともな理由なくして妻を2年間以上遺棄すること（妻の同意を得ずに別居すること）。因みに、イギリス19世紀までにおいて、夫の姦通は寛大に対処されて、妻の姦通は即離婚の原因となるというダブル・スタンダードには、それなりの根拠があったことに触れて置こう。つまり、父権制社会にあっては、財産とか称号とかが、父親から正当な子供に引き継がれる必要があったのであり、妻の姦通はそれを無効とする危険性があったので、妻の姦通に対しては厳しく対処されたのであった<sup>16)</sup>。

それでは、「1878年の離婚・婚姻事件法」の中身を見てみよう。この法律は、よく知られているように、「1857年の離婚・婚姻事件法」を改正したものであって、これまた、Robert Langbaum によれば、The new 1878 law, the one passed ‘last year’ (p. 333) amends the 1857 law by emphasizing as grounds for divorce a husband’s ‘aggravated assault’ upon his wife, imperilling ‘her future safety’.<sup>17)</sup> ということであり、Mary Lyndon Shanley によれば、“Parliament passed the Matrimonial Causes Act of 1878, which allowed a wife beaten by her husband to apply for a separation order from a local magistrate court.”<sup>18)</sup> ということ、夫から暴力を受けている妻が地方行政長官裁判所に対して、別居命令を出してもらおうよう訴えることができるようになったに過ぎないのである。つまり、また Mary Lyndon Shanley によれば、“The Matrimonial Causes Act of 1878 did not give a wife the right to leave a brutal husband, but to appeal to a court to be allowed to do so.”<sup>19)</sup> ということ、この法律はまだ、妻が暴力的な夫から逃げる権利を認めておらず、逃げる事が出来るよう裁判所に訴える権利を認めたに過ぎなかったのである。

グレイス・メルベリーの場合、夫のフィッツピアーズはチャーモンド夫人やシューク・ダムソンと姦通したのであって、その姦通+夫フィッツピアーズの妻グレイスに対する虐待の程度が離婚に相当するかどうか、という問題になる。ということは、先ほど両法律の内容を確認したことから明らかなように、両法律とも内容的には大差がないのであって、グレイスのケースでは、どちらの法律でも同様の結論が出るものと思われる。すなわち、離婚は認められない、という結論である。従って、「ヴィクトリア女王即位二十年、二十一年の第85条」という一節から、ボーコックが意味する法律は the Matrimonial Causes Act of 1857のことだと理解して妥当だと思われる。

次に、例の the South Carolina gentleman がジャイルズに語っている次の台詞が時代設定を決定づける有効な証拠として浮かび上がってくる。

‘I am an Italianized American; a South Carolinian by birth,’ he said. ‘I left my native country on the failure of the Southern cause, and have never returned to it since.’ (p. 183)

この台詞から判断するに、ここでも、ピニオンの主張が妥当だと言えるのではなからうか。

そこで、仮に1872年から1875年を時代設定として作品の出来事年表を作成してみると以下のようになるだろう。ただし、季節の変化や月日を示すシニフィアンを中心に作成していることをここで断っておかなくてはならない。

「*The Woodlanders* 出来事年表」

1872年 冬	○ Chapter 4 ・ the bleared white visage of a sunless winter day (p. 54)
12月	○ Chapter 9 ・ a Christmas party (p. 98)
1873年	○ Chapter 19 ・ 春（4月）が突然来る。Spring weather came on rather suddenly, (p. 165) ・ The flowers of late April took up a position unseen, (p. 165)
6月	○ Chapter 20 ・ Midsummer eve (p. 174) 【Midsummer Day → 6月24日】
	○ Chapter 24



8月	・ Grace と Fitzpiers との結婚
	○ Chapter 25
	・ グレイスとフィッツピアーズとは、2ヶ月間の新婚旅行を終えて、Sheraton Abbas の the Earl of Wessex というホテルまで戻ってくる。
10月	・ The time was early autumn, (p. 204)
	○ Chapter 28
秋	・ He looked and smelt like Autumn's very brother (p. 235)
<hr/>	
1874年	○ Chapter 30
	・ 季節はやがて冬の到来となり、グレイスとフィッツピアーズとの結婚後6ヶ月。
2月	・ On a day in February, about six months after the marriage of Fitzpiers (p. 247)
	↓
	【フィッツピアーズとグレイスとの結婚は、8月であったという計算になる。】
	○ Chapter 31
3月	・ As February merged in March, (p. 253)
	○ Chapter 34
4月 初め	・ It was at the beginning of April, a few days after the meeting between Grace and Mrs. Charmond in the wood, (p. 274)
	○ Chapter 37
5月	・ Thus the early days of May passed by. (p. 297)
5月 中頃	・ フィッツピアーズ国外へ
	・ メルベリーは、Fred Beaucock から、「新しい法律のもとでは」離婚が結婚と同様に簡単にできる、と教えられる。(p. 298)
6月 初め	・ It was the beginning of June, (p. 301)
	○ Chapter 39
6月	・ It being a fair green afternoon in June, she seated herself in the garden, (p. 315)
	○ Chapter 40
夏の 終わり	・ The window was open. On this quiet, late summer evening (p. 325)
	・ 夫の声を認めて、グレイスは学校時代の友達の所に行きますという置き手紙を残して、家を出る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Summer was ending (p. 326)</li> </ul>
	○ Chapter 41
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Autumn, this year, was coming in with rains. (p. 333)</li> </ul>
9月	○ Chapter 42
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジャイルズを看病するグレイス</li> <li>・ Six months before this date a scene, almost similar in its mechanical parts, had been enacted at Hintock House. (p. 342) 【Hintock House でフィッツピアーズがチャーモンド夫人によって看病されるのが4月初めのことであった。Chapter 36】</li> </ul>
	○ Chapter 43
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メルベリーは、チャーモンド夫人が the South Carolina gentleman によって射殺されたこと、その事件の前にフィッツピアーズはチャーモンド夫人と喧嘩別れしていたこと、その原因はマーティであること、をグレイスに語る。</li> </ul>
	○ Chapter 44
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気から回復したグレイスがマーティと連れだって、ジャイルズの墓参り。</li> <li>・ In the dusk of the late September day (p. 357)</li> </ul>
	○ Chapter 45
秋・冬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ with the lapse of the autumn and winter seasons, (p. 361)</li> </ul>
1875年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ On a certain day in February—the cheerful day of St Valentine—a letter reached Mrs Fitzpiers, (p. 361)</li> </ul>
	○ Chapter 46
春	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ as the spring advances (p. 371)</li> <li>・ as the spring wore on (p. 373)</li> </ul>
	○ Chapter 47
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ man-trap の一件で、グレイスとフィッツピアーズとの間で和解が成立する。すなわち、フィッツピアーズが Midlands で医者との partnership を購入し、そこへ permanent residence を求めて移り住んだのだが、グレイスに来て欲しい、と申し出て、グレイスがそれを受け入れることで、二人の和解が成立するのが5月。(p. 384)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ It was an exceptionally soft, balmy evening for the time of year, which was just that transient period in the May month when beech trees have suddenly unfolded large limp young leaves of the softness of butterflies' wings. (p. 384)</li> </ul>
	○ Chapter 48

5月

・ジャイルズが亡くなって8ヶ月。(p. 392)【ジャイルズの死が前年の9月だから、計算は合っている。】

## 注

- 1) Thomas Hardy, *The Woodlanders* (London: Macmillan Press Ltd., 1974 [paperback]), pp. 407–409. 以下括弧内に示した頁数はこの版による。
- 2) Carl J. Weber, *Hardy of Wessex* (New York: Columbia University Press, 1965), p. 156.
- 3) F. B. Pinion, *A Hardy Companion: A guide to the works of Thomas Hardy and their background* (London and Basingstoke: The Macmillan Press Ltd., 1968), p. 44.
- 4) Michael Millgate, *Thomas Hardy: His Career as a Novelist* (London: The Bodley Head Ltd., 1971), pp. 245–6.
- 5) South Carolinian がアメリカ合衆国を出国して5年経過しているとは作中どこにも言及がない。この注釈者はどのような根拠でもって5年経過したと言うのだろうか。
- 6) Lance St. John Butler, *Thomas Hardy* (London: Cambridge University Press, 1978), p. 80.
- 7) Robert Langbaum, *Thomas Hardy in Our Time* (Basingstoke and London: The Macmillan Press Ltd., 1995), p. 113.
- 8) Penny Boumelha, *Thomas Hardy and Women: Sexual Ideology and Narrative Form* (Sussex: The Harvester Press, 1982), p. 106.
- 9) William A. Davis, *Thomas Hardy and the Law: Legal Presences in Hardy's Life and Fiction* (Newark: University of Delaware Press, 2003), p. 128.
- 10) F. B. Pinion, *Hardy the Writer: Surveys and Assessments* (London: The Macmillan Press Ltd., 1990), p. 68.
- 11) *Loc. cit.*
- 12) *Ibid.*, pp. 69–70.
- 13) トマス・ハーディ著、『森に住む人たち』(瀧山季乃訳、千城、昭和56年)、p. 376.
- 14) Robert Langbaum, *op. cit.*, p. 164.
- 15) 度会好一著、『ヴィクトリア朝の性と結婚』(中公新書、1997年)、p. 78.
- 16) Laurence Stone, *Road to Divorce* (Oxford: Oxford University Press, 1990), p. 7.
- 17) Robert Langbaum, *op. cit.*, p. 164.
- 18) Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage, and the Law in Victorian England, 1850–1895* (London: I. B. Tauris & Co. Ltd., 1989), p. 158.
- 19) Mary Lyndon Shanley, *op. cit.*, p. 174.